

動物の「権利」再考

鬼頭葉子

序

本稿では、動物倫理なかでも動物権利論 (animal rights theory) において、重要な鍵概念となる「権利」について、今までの一連の議論を踏まえたうえで、筆者なりの考察を行うことを目指す。動物権利論と目される論者としては、トム・レーガン、ゲイリー・フランシオンなどが挙げられる。レーガンによれば、当初は「生の主体 (subject-of-a-life)」となりうる「一歳以上の健全な発達を遂げた哺乳動物」には、対人格同様の配慮が必要だとみなされ¹、後に「生の主体」であるかないかの線引きは、厳密には分からない「神秘」と主張された²。またフランシオンによれば、感覚 (sentient) のある動物は、すべて平等に道徳的配慮がなされなければならない。「感覚がある」というのは、痛み (および喜び) の主体的経験を持つ存在であり、痛みの回避 (および喜びの享受) に利害を持つことと捉えられる³。彼らはこれらのカテゴリに入るすべての動物を平等に配慮すべきだと述べ、動物への配慮について「権利」の語を適用する。特にフランシオンは、「他人の財産とされずにいる利益」を守るために、「権利」という仕組みを用いることを提唱する⁴。すべて人間は、他人の財産とはならない基本権を持つが、人間と動物は感覚を持つという点で平等に配慮されるべきである。したがって動物にも基本権を適用し、財産として扱われないように守るという結論に至る。このような動物権利論は、アニマルウェルフェア (動物福祉) や功利主義に基づく動物倫理の理論が、個体としての動物を保護しえないという点を克服すべく生まれてきたものと考えられる。たしかに多くの幸福のため、あるいは他者の利益の手段として用いられることがないという動物権利論は、この点を乗り越えているよ

¹ Tom Regan, *The Case for Animal Rights* (The University of California Press, 1983), p. 78.

² Tom Regan, *Animal Rights, Human Wrongs* (Rowman & Littlefield, 2003), p. 103. [トム・レーガン、『動物の権利・人間の不正』井上太一訳、緑風出版、2022年]

³ Gary L. Francione, *Introduction to Animal Rights: Your Child or the Dog?* (Temple University Press, 2000), p. xxxvii. [ゲイリー・L・フランシオン、『動物の権利入門 わが子を救うか、犬を救うか』井上太一訳、緑風出版、2018年]

⁴ Francione, *Introduction to Animal Rights*, p. xxvi.

うである。しかし動物権利論にも残された課題はないだろうか。本稿ではこの問いに答えるべく、動物権利論に対する批判やその発展的継承などを紐解きつつ、権利概念について再考していきたい。

第1節、動物の「権利」と人権

動物の「権利」はどのように措定されたものなのだろうか。これを考えるにあたって、人権の由来から出発してみたい。人間の基本的権利である人権においては、権利が何らかの特質に基づいて与えられるのではなく「人間がただ人間であることにのみもとづいて当然にもっている権利」と捉えられている⁵。1948年に採択された「世界人権宣言」によれば、その内容は、生命や自由の権利・政治的権利および経済的・社会的・文化的権利を指している⁶。これらの人権は自然権とも位置づけられ、その由来は天賦人権説、あるいは前述したように、人間が人間としてこのような権利を持つとみなす世俗的な自然法理論である。浅野幸治によれば、基本的人権あるいは自然権は、「人間が作ったのではない権利・道徳的秩序」と捉えられる⁷。

人権概念はどのように成立したのだろうか。アラスデア・マッキンタイアは、共同体主義に立って、古代や中世など、現代で用いられているような意味での「権利」という言語が存在しなかった時代に、権利という普遍的な信念があることは考えられず、権利の存在を信じることは魔女か一角獣を信じることと同じだと述べている⁸。したがって自然権あるいは人権概念は、高度に特殊な特性をもった「虚構 (fiction)」である。一方で、近代以前にも人権の萌芽的発想は多くの文明に見出すことができるという見解もあり⁹、後者の方が主流を占めると思われる。マッキンタイアは、権利概念について詳細に述べているわけではないが、彼の立場をとるならば、歴史的に共同体において議論され決定されてきた

⁵ 宮沢俊義、『法律学全集4 憲法Ⅱ』、有斐閣、1959年、75頁。

⁶ 「世界人権宣言」https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/ (2022年5月14日閲覧)

⁷ 浅野幸治、『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』、ナカニシヤ出版、2021年、19頁。

⁸ Alasdair MacIntyre, *After Virtue*, 2nd ed. (University of Notre Dame Press, 1984), pp. 69-70. [アラスデア・マッキンタイア、『美徳なき時代』篠原榮訳、みすず書房、1993年]

⁹ 森村進、「人権概念の問題」、『法哲学年報』1997巻、1998年、281～298頁。

法的権利のみを権利として認めることになるだろう。法的権利は、脆弱なものを保護するために作られたという意味でのある種の方便であり、フィクションであると考えるのは妥当と思われるが、法的権利の基盤となるような広義の権利概念がないという見解には疑問をさしはさむ余地がある¹⁰。

動物の権利もまた、一部は人権との類似点を持っていると考えられる。まず「世界人権宣言」でいうところの生命・自由の道徳的権利に関連するものとして、スー・ドナルドソンとウィル・キムリッカは、動物権利論において、動物の「拷問されない権利」「閉じ込められない権利」「実験の対象とされない権利」「強制的に家族と引き離されない権利」「駆除されない権利」などを想定する¹¹。この想定が妥当だとすれば、人権における生命や自由の権利と変わりはない。森村進が指摘するように、権利概念について、①「正当に保護されるべき意志」と理解する意志説 ②「正当に保護されるべき選択」と理解する選択説だけでなく、③「正当に保護されるべき利益」と理解する利益説を取るならば、権利主体の範囲は拡大する¹²。動物の場合は、③の利益説に基づき、上記のような自由権が保護されるべき利益を持つと考えればよいだろう。

それでは動物は、人権同様に「動物が動物であるがゆえに」このような権利を持つのだろうか。筆者の見解では、人権と動物は類似するものの、動物の権利についてはある条件が付帯する。動物権利論においては、動物が感覚をおぼえることができるか、また主体的な経験を生きることができるかという2点の特質が基準となる。フランシオンが言うように、単に生きていることとは異なり、感覚を具える生き物は快苦を意識する存在に属し、主体的経験を生きる「我（I）」を持っていることが権利付与の基準となるのである¹³。この基準において、動物の権利は、人権からは外れる要素を持っている。人間であれば、「植

¹⁰ ジョエル・ファインバーグは、「いかなる法的もしくは制度的ルールよりも以前から、あるいは独立して存在するすべての権利にあてはまるもの」であるところの道徳的権利を認めている。Joel Feinberg, *Social Philosophy* (Prentice Hall, 1973), p. 84.

¹¹ Sue Donaldson & Will Kymlicka, *Zoopolis: a Political Theory of Animal Rights* (Oxford University Press, 2011), p. 4. [スー・ドナルドソン／ウィル・キムリッカ、『人と動物の政治共同体——「動物の権利」の政治理論』青木人志／成廣孝監訳、尚学社、2016年]

¹² 森村、前掲論文。

¹³ Francione, *Introduction to Animal Rights*, p. 6.

物状態（遷延性意識障害）」にあらうとも、「人間が人間であるがゆえに」人権を持つことになるが、動物の場合は上記のような特質を持つことという限定がつけられることになる。田上孝一の指摘によれば、存在 X は A という性質を有する場合に権利を持つ。感覚や自己意識といった性質を有する個体であることによって、動物は権利があることになる¹⁴。

上記の2つの特質は、動物が人間と類似する点である。痛みをおぼえそれを避ける利害を持つこと、および喜びをおぼえそれを促進する利害を持つことは、人間と動物に共通する点である。また主体として他の個体と区別される自己意識を持ち、自己の中心性を持つこともまた動物と人間は共通する。よって動物権利論は、人間との類似性に基づき、動物の権利を想定していることになる。このような人間との類似性から由来する権利については、その課題を指摘することもできよう。

ローリー・グルーエンは、類似性から始まる動物倫理について、人間中心主義を免れないと批判を加えている。人間の視点から世界を経験するということは、人間以外の動物の視点から世界を経験できなくなることを意味しているためである¹⁵。グルーエンによれば、この異なる視点に立つことを補助してくれるものは共感（empathy）である（共感については、筆者自身も、権利は普遍性を志向する理性および人間の共感に基づいて実現するという見解を持っており、詳細については後述する）。全く異なる他者に共感するためには、相手を擬人化するのではなく、その者が世界をどのように見ているかを理解することが重要になるという。

またジョアンナ・ボークによれば、動物権利論における類似性（sameness）に基づく区分は種差別であり、人間の能力と価値に従って動物を判断していることになる¹⁶。このような人間以外の動物が特定の人間と「同じ」であることに基づく議論、たとえば霊長類

¹⁴ 田上孝一編、『権利の哲学入門』、社会評論社、2017年、303頁。ただし何らかの特質が権利の由来となるという理解については、重度の知的な障害のある人間や遷延性意識障害の状態にある人間は、権利がないということにつながらないだろうかという疑問も呈したい。

¹⁵ Lori Gruen, *Entangled Empathy: An Alternative Ethic for Our Relationships with Animals* (Lantern Books, 2015), p. 24.

¹⁶ Joanna Bourke, ““Are Women Animals?” The Rise and Rise of (Animal) Rights,” in *The Subject of Human Rights*, eds. Danielle Celermajer and Alexandre Lefebvre (Stanford University Press, 2020), p. 74.

を「高等種」のカテゴリに入れることは、他の動物たちを無防備なままにしているという¹⁷。続けてボークは、法学者スティーヴン・ワイズが動物のカテゴリごとに権利を与えるとする分類を批判する。心理学者のゴードン・ギャラップ Jr.が 1970 年代に開発した試験に、MSR テスト (mirror self-recognition test) がある。この試験では、鏡に映った自己の認知能力がひとつの評価基準となる。ワイズの分類に基づく、MSR テストにパスできるような、自己意識と自律性を持つカテゴリ 1 の動物 (霊長類等) には、基本的自由の権利が与えられる。MSR テストにパスできないカテゴリ 2、3 の動物においては、実践的自律の能力が低くなるにつれて権利が少なくなり、カテゴリ 4 の動物では、平等の権利の資格があるかもしれないし、ないかもしれないと規定される¹⁸。この分類では、「行動が人間と似ている」度合いに応じて、動物に権利が与えられることになる。一方ボークは、類似性に従って人間以外の動物に権利を与えることは、「人間」の特定の概念を補強するものに過ぎないと述べている¹⁹。ボークも指摘しているが、デリダもまた、ピーター・シンガーとパオラ・キャヴァリエリによる「大型類人猿の権利宣言」を批判し、「動物」に権利を与える、あるいは認めるということは、人間という主体に対するある特定の解釈をひそかに、あるいは暗黙のうちに強化することであると述べている²⁰。このようにグルーエンもボークも、動物権利論が人間中心主義に陥ることを指摘する点では共通する立場に立っている。

以上のように、動物が主体性や感覚を持つという人間との類似性から権利を付与する仕方が、人間の自己性・主体性を基準として、それを動物に当てはめることにつながることは、論者らも指摘するところであり、筆者も同様の見解を持っている。人間には権利を与えるのにふさわしい属性があり、それにしたがって権利が尊重されるべきだとする、ステ

¹⁷ Bourke, ““Are Women Animals?” The Rise and Rise of (Animal) Rights,” p. 74.

¹⁸ Steven M. Wise, “Animal Rights, One Step at a Time,” in *Animal Rights: Current Debates and New Directions*, eds. Cass R. Sunstein and Martha C. Nussbaum (Oxford University Press, 2004), pp. 33-4. [キャス・R・サンズティン／マーサ・C・ヌスbaum編、『動物の権利』安部圭介・山本龍彦・大林啓吾監訳、尚学社、2013 年]

¹⁹ Bourke, ““Are Women Animals?” The Rise and Rise of (Animal) Rights,” p. 75.

²⁰ ジャック・デリダ／エリザベート・ルディネスコ、『来るべき世界のために』藤本一勇・金澤忠信訳、岩波書店、2003 年、96 頁。

ータスに基づくアプローチ²¹は、人間同士の間でも権利のある者とない者を二分する可能性があるし、動物ではなおさら人間の視点をもとに権利のあるなしが問われることになるだろう。この人間中心主義をどのように回避することができるだろうか。また感覚があるかないかという1点で動物を区分することは、人間の視点で「感覚がない」あるいは人間の感覚とは異なるとみなされたもの（昆虫、甲殻類や魚類等）や植物には一切の権利は与えられないという結論につながる²²。この帰結は、動物権利論では当然の事柄として捉えられているが、果たしてこの前提は全く疑う余地がないのだろうか。このような問題意識を持ちつつ、さらに権利の内実を考え直してみたい。

第2節、動物の権利概念の射程① 関係的権利

ここでは、動物の権利をどのように定義し、またその保護する対象の範囲がどこに想定されるのかを確認していきたい。フランシオンは、権利は利益を守る1つの方法であるとし、権利を柵や壁に譬えている²³。そして彼が主張する動物の権利は、ただ1つ「財産や資源とされない権利」である²⁴。フランシオンの主張は明確であり、モノ扱いされないことは、他者の幸福や利益の単なる手段とされる可能性を回避するための権利である。ただ彼の言う権利は、消極的権利であり、それはレーガンなど他の動物権利論者にも共通する特徴である。動物権利論に一貫する消極的権利は、動物が持つ社会的・政治的背景や文脈に対応した内容を把握することができない点に課題がある。動物権利論においては、人間の社会との複雑な関係を持つ家畜動物や伴侶動物の権利もまた消極的権利で対処されることになり、人間から独立しつつも人間活動によって大きな影響を被る野生動物についても、「放置しておく」ことにとどまっている²⁵。

一方で、動物の権利を主張しつつもそれを積極的権利へと拡張しようとする立場もある。

²¹ Warren Quinn, *Morality and Action* (Cambridge University Press, 1993).

²² ただしフランシオンは、魚にも感覚があるという科学的知見があることを指摘している。Francione, *Introduction to Animal Rights*, p. 21.

²³ Francione, *Introduction to Animal Rights*, p. xxvi.

²⁴ Francione, *Introduction to Animal Rights*, p. xxxiv.

²⁵ Regan, *The Case for Animal Rights*, p. 357; and Francione, *Animals as Persons: Essays on the Abolition of Animal Exploitation* (Columbia University Press, 2008), p. 13.

ドナルドソン／キムリッカは、動物の権利概念を維持しつつ、消極的権利から積極的権利にまで拡張された権利を主張する。彼らによれば、「主観的存在(a subjective existence)」である動物は不可侵の権利を持つ。感覚と自己性(selfhood)があり、世界を主観的に経験しているがゆえにその権利は不可侵である²⁶。しかし彼らによれば、動物の権利は政治的でありまた関係的である。つまり動物と人間との関係において、その権利の内実は異なることになる。動物には人間との関係に応じて、家畜動物・伴侶動物にはシティズンシップ、郊外で生きる境界動物にはデニズンシップ、野生動物には主権という積極的権利が与えられる。また彼らによれば、人間が基本的権利を与えられているのは、我々がみな脆弱な(vulnerable)自己だからである²⁷。脆弱な自己性を持つという意味で人間と動物は同様であり、権利とは脆弱性を守るものであることを彼らは主張する。

ドナルドソン／キムリッカがいう関係性に基づく積極的権利については、消極的権利において果たされなかった人間の野生動物への責任など、消極的権利の限界を乗り越えるものとして評価できるが、「脆弱性」については、その指し示す定義が曖昧である点に疑問を呈したい。彼らの想定するところは、脆弱性よりむしろ自己性を持つものを守ることである。ここでいう自己性とは、人間が世界を経験する仕方であるが、人間は他の動物がどのように世界を認識しているか十分に理解しているとは言えない。すなわち自己性を持つか否かという判断は、ある動物が人間に似ているかいないかということを決めているに過ぎないのではないだろうか。彼らは最も脆弱で、不可侵性の保護を必要とするのは限定的な能力しか持たない人びとであるとしつつも、権利を持つものは自己性を持つ存在であると限定する。ここでは意識障害などで感覚や認知能力を失った「限界事例(marginal case)」のように、自己性を持たないあるいは不十分なものは権利保護の対象とならないことも意味されることになる。また彼らがいう脆弱性とは、法的な保護を必要とするという脆弱性であると思われる。このことには脆弱性が法的関係に還元されるという問題があり、法で守りきれないものがいかに「脆弱」であっても保護の対象とはならない。ボークによれば、権利を法と同一視することは本質的に暴力的である。法には排除と包含のカテゴリが含ま

²⁶ Donaldson & Kymlicka, *Zoopolis*, p. 31.

²⁷ Donaldson & Kymlicka, *Zoopolis*, p. 30.

れ、すべてのものを対象とした正義を実現することができないからである²⁸。

筆者は、権利が脆弱性に由来するものであり、脆弱性とは、有限性すなわち可傷性がありいずれ死を迎えること、および依存性すなわち環境や他者に依存して生きる関係にあることを指すと規定したい。生あるものは、存在論的性質としての有限性と、社会的・関係的性質としての依存性を有している。脆弱性に基づく権利は種ごとに決定され、実際に適用されるのは個体ごとである。このような脆弱性に由来する権利は、あらゆる生を倫理的配慮から排除しない。ここから生じるのは、「他者から倫理的に配慮される」ことを求める権利であり、主体性や感覚の有無という基準で生き物を分類しないということである。そしてこの存在論的および社会的・関係的な脆弱性に由来する権利を基盤として成立するものが法的権利である。法的権利は、「歴史的に共同体で議論された結果として獲得された」権利である²⁹。したがって「他者から倫理的に配慮される権利」を基盤として、その上に法的権利が構築されるという重層的な構造を持つと規定できる。この権利の構造は、人間も動物も変わらない。第一の権利は原初的な権利であり、人間も動物も同様に、また人間を含むすべての生物が持っている権利である。人間には、この第一の権利を足場として、権利を不可逆的に拡張してきた歴史がある。そして第一の権利は第二の顕在的な権利に変わりうる潜在的な権利であり、実定法とはなっていないとも今後権利化される可能性を有している。

人権もまた、「他者から倫理的に配慮される権利」から歴史的に導出された権利であり、不可逆な権利であると定めた社会的合意を含んでいるという意味で、人間にとって不可侵

²⁸ Bourke, ““Are Women Animals?” The Rise and Rise of (Animal) Rights,” p. 75. ネデルスキーもまた、法としての権利が持つ排他的権力性を指摘する (Jennifer Nedelsky, *Law's Relations* (Oxford University Press, 2011), p. 68.)。ただし、ネデルスキーは、しばしば批判される権利の個人主義的性質や疎外的性質は、権利を関係的に理解することで回避できると主張する (Jennifer Nedelsky, “The Relational Self As the Subject of Human Rights”, in *The Subject of Human Rights*, eds. Danielle Celermajer and Alexandre Lefebvre (Stanford University Press, 2020), pp. 43-4)。

²⁹ 法的権利に関して、「権利」の語の意味するところは、ホーフエルトの図式に基づけば、狭義の権利 (rights) である請求権 (claim)・特権 (privilege)・権能 (power)・免除 (immunity) の4つである。Wesley Newcomb Hohfeld, “Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning”, *Yale Law Journal*, Vol. 23, No. 1, 1913, pp. 16-59. 亀本洋、「法における自由について」、『法律論叢』第91巻第6号、2019年、99～120頁。

の権利である。「不可侵」とは、制定された権利の状況を掘り崩してはならない不可逆的なものである（逆行させてはならない）ということが社会的に合意されている状態を指す。歴史的に共同体で議論された結果として獲得された権利は、社会的合意において不可侵であり、社会的討議の積み重ねの結果として個を守ることができるようになる。「他者から倫理的に配慮される権利」は、法的権利を生み出す源泉になっている。

「他者から倫理的に配慮される権利」は、すべての生き物が有する権利であると同時に、人間に対して顕在的な権利を擁護する義務と、他者を倫理的に配慮する責任が発生する。この責任は、他者の脆弱性から導かれると同時に、権利からも導かれる³⁰。「他者から倫理的に配慮される権利」は、すべての生き物が持つが、そこから導出される責任は人間のみが有する。なぜならばこの責任は、他者を倫理的に配慮する責任であり、倫理的行為の主体は自律性に伴われるからである。筆者は、自律性そのものが価値を持つことを支持するのではない。ここでの自律性は、価値に紐づけられず、責任のみに紐づけられるのである。

他者を倫理的に配慮する責任は、すべての生あるものに当てはまるが、これはすべてのものに同一な権利を付与することを意味するわけではない。ジェニファー・ネデルスキーは、「核となる価値を促進するために関係を構造化する手段としての権利³¹」を提唱してお

³⁰ エングスターが指摘するとおり、ケアの倫理では「ケアの責任」を依存の概念から説明する論者が多い（たとえば、コリンズ、ファインマン、キテイ、ミラーなど）。一方、エングスターは、ケアする責任を脆弱性から説明することで、ケアの倫理の射程を拡大しようと試みている（Daniel Engster, “Care Ethics, Dependency, and Vulnerability”, *Ethics and Social Welfare*, Vol.13, Issue 2, 2019, pp. 100-114）。またネデルスキーは、権利から責任が生じることを認め、道徳的権利も法的権利も責任に対して等しく関与していることを指摘する（Nedelsky, *Law's Relations*, p. 74）。筆者は、脆弱性を基盤とした権利は、「脆弱性を基盤としている」ゆえに他者に対する責任を生むと同時に、関係を構造化するという権利の性質からも他者に対する責任が生まれると考える。

³¹ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 373. 関係的に捉えられた権利にも特有の問題が生じる。関係の構造に注目することは、集団的な性質が重視されることになり、個人が集団に従属することになるという懸念があることもネデルスキーは指摘している。このような懸念に対して、ネデルスキーは次のように言う。関係アプローチの多くは、個人の特殊性（particularity）に注意を払うよう求めるもので、その特殊性には、個人の特定の文脈も含まれる。個人の尊厳や安全、平等を認識し保護するために何が役立つかを決めるためには、その人が相互作用する関係の構造の中でどこに位置しているかを知る必要がある。法律や政治制度は、このような関係性の文脈を考慮することなしに、個人に対する敬意を適切に表現することはできない（Nedelsky, *Law's Relations*, pp. 373-4.）。

り、この関係的権利の範囲は、人間以外のすべての生命体にまで適用される可能性がある。ネデルスキーは関係的権利の前提として、権利あるものは「創造的な相互作用の能力」を持つものであることを想定する³²。他の生命の形態と人間との間に境界線を引くことは、関係的な考え方と相容れない³³。ネデルスキーは、尊重と責任ある関係性を実現するため、人間に対しては固有の平等という語を用いるが、地球や宇宙を共有する人間以外の存在に対しては、計り知れない「内在的価値」の語を用いている³⁴。これまでの人間の平等を主張する仕方は、人間以外の存在を線引きして排除してきたという。そして、近年のように動物の権利が主張される場合でも、無生物である (inanimate) とみなされた存在が、我々に対して何らかの要求をしているという可能性を無視しようとしているとネデルスキーは言う³⁵。そして動物たちとの関係や、地球（そして宇宙）を共有している多種多様な存在との関係も再構築する必要が主張される。平等や尊厳、安全、調和、自律といった人間にとっての中核的な価値を醸成する人間同士の関係は、人間以外の世界との関係を無視した状況下ではあり得ないからである。ネデルスキーは、「創造的な相互作用の能力」を格付けしたり、人間がそれらと結ぶことのできる絆の種類によって順位をつけたりすることも可能であるとしながらも、このような順位付けは、他の実体が人間とどの程度似ているか（たとえば、痛みを感じる能力があるか、認知能力はどうか、その実体の社会的関係はいかなるものか等）に基づく従来のアプローチと同様、あまり意味のあるものではないと言う³⁶。彼女によれば、人間以外のものを排除しないためには、すべての存在に固有の平等という言葉を使うか、あるいは人間を含むすべての存在に対して、計り知れない固有の価値という言葉を使うかどちらかである。しかし、人間と他のすべての実体の間に固有の平等があるとするとは、混乱を招くという³⁷。関係アプローチでは、この世界の他の存在との間に敬意と責任の関係を見出すことが義務づけられることが意味されており、それ

³² ネデルスキーは「能力」を前提するが、筆者は、関係的権利を有する主体を、他者との関係性を結ぶ内在性を有する存在と規定したい。

³³ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 195.

³⁴ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 195.

³⁵ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 195.

³⁶ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 196.

³⁷ Nedelsky, *Law's Relations*, p. 198.

はすべてのものが平等であるということではない。この義務は、すべての実体が本質的で計り知れない価値を持っていることから由来するのである。

筆者もまた、関係的権利が人間以外の生命へも拡大し得ると考える。ただし、権利の内実はその生命体との関係性によって決定されるものである。この点で、権利の線引きをすることは関係的権利から考えて矛盾を来すだろう。また権利は、人間との能力の類似性に基づいて設定されるべきではなく、人間との関係性に基づいて設定されるべきである。もちろん、人間とすべての生命体が同一の権利を共有するということではないだろう。ここで重要なことは、人間と関係性を有する生命であるにもかかわらず、その生命は関係的権利を有さないということはある得ないということである。

第3節、動物の権利概念の射程② 権利化と共感

動物倫理における権利という概念について、ドナルドソン／キムリッカによれば、以下のような批判的論点がある³⁸。まず（1）動物権利論では、動物に人間と同じような権利を与えるという枠組み自体が、「動物を人間のようにする」という意味で人間中心主義的であり、動物と人間との差異を考慮していないことが挙げられる。また（2）人間は、動物に対して基本的に非干渉となり、何ごとかをしてはならないという否定的な義務の観点から動物との関係を定義するため、常に動物の権利は消極的権利となってしまう。さらに（3）権利は、他者との敵対的関係を想定した自己利益的なものとして考察される。最後に（4）権利が空虚で形式主義的なものになりがちであること、この4点である³⁹。そして、ジョセフィン・ドノヴァンやグルーエンらフェミニズム思想の論者らにとっても、動物権利論は、動物を人間同様に独立した行為主体と捉える点、動物を人間と類似するものとみなし、両者の差異を無視する点、これらが難点であるという⁴⁰。フェミニズム思想に

³⁸ Will Kymlicka and Sue Donaldson, "Rights," in *Critical Terms for Animal Studies*, ed. Lori Gruen (The University of Chicago Press, 2018), p. 326.

³⁹ クレア・パーマーは、古典的な動物権利論と功利主義との共通する問題として、動物が置かれている文脈を十分に考慮した支援ができないことを挙げている。Clare Palmer, *Animal Ethics in Context* (Columbia University Press, 2010), pp. 38-9.

⁴⁰ Josephine Donovan and Carol J. Adams, "Introduction," in *The Feminist Care Tradition in Animal Ethics*, eds. Josephine Donovan and Carol J. Adams (Columbia University Press,

においては、動物権利論のこれらの特徴に対して、関係性や文脈、人間と動物との差異への着目や、共感やケア的配慮の重要性が主張されてきた。フェミニズム思想の立場に立つならば、動物倫理において切り札としての「権利」という概念を用いないことも問題解決の1つとなろう。筆者自身は、権利という概念が歴史的に共同体において成立してきた政治的プロセスを尊重しつつも、権利を脆弱性や依存性といった存在論的・関係的性質に由来させることによって、権利が帯びる排他性を回避することを目指している。また、共感やケアだけでは個を守るために不十分であると考え、敢えて権利の語を用いている。

この政治的プロセス、すなわち「他者から倫理的に配慮される権利」が共同体で討議され、法的権利として確定することは「権利化」である。この権利化に際し、共同体における他者への共感が重要な鍵となると考えられる。これは脆弱性に対する共感である。共感によって権利は拡張される、すなわち潜在的権利が権利化され、顕在的権利へと変化する可能性がある。ここでいう共感について、筆者は以下のように定義している。「社会的、文化的、宗教的な状況などに影響されつつ、自己とは異なる他者の感情に共鳴し（感情的共感）、その状況について認識し（認知的共感）、感情的共鳴と知的理解とが相互に影響を及ぼしながら、他者の心情や状況について理解し、その他者の状況に寄り添うこと。場合によっては、他者の状況に何らかの変化をもたらそうと意志すること。」共感は自己に近い者に強くはたらき、遠い者に対しては弱くなるという性質を有しているため、他者への道徳的配慮を考えるうえで適切ではないと見る立場もあろう。しかし近年では、道徳心理学の観点から、共感は、他者への開かれ（openness）と他者への志向性を可能にするため、真に動物に必要な配慮を実現するものであるとして、共感などの感情に道徳の指針を見出す感情主義が動物倫理においても有力な潮流であることが主張される⁴¹。また先述のように、フェミニズム思想も、共感や感情の意義を主張している⁴²。共感において、他者

2007), pp. 5-6.

⁴¹ Elisa Aaltola, "The Rise of Sentimentalism and Animal Philosophy," in *Animal Ethics and Philosophy: Questioning the Orthodoxy*, eds. Elisa Aaltola & John Hadley (Rowman & Littlefield, 2015), p. 211.

⁴² Josephine Donovan, "Attention to Suffering," in *The Feminist Care Tradition in Animal Ethics*, eds. Josephine Donovan and Carol J. Adams (Columbia University Press, 2007), p. 174.

の感情や状況という、自己には縁のなかったものを一部共有することにより、自己は変容しうる可能性をわずかにでも持っている。また共感、他者を他者のままに受け入れ、その他者のニーズに応答できる可能性を持っている。動物権利論や、シンガーが提唱する功利主義は、普遍主義的に一律な権利あるいは平等な配慮を提唱するが、一方で動物への共感や感情に基づいて他者としての動物を理解し、彼らがおかれた文脈に基づいてそのニーズを反映することが困難となることも考えられる。このことは、ケアの倫理やフェミニズムに基づく動物倫理でも広く指摘されてきた。共感、理性のもつこのような限界を越える可能性を持っている。

共感、多様なもの、開かれ、他者を文脈に即した形で理解できるという長所とともに、偏りをもつという弱点も抱えている。権利化の過程で、法的権利は共感によって拡張することもあれば、あるいは縮減されてしまうこともあるだろう。共感、不安定性も持ち合わせている。権利化における社会的討議は、既存の法との整合性や、共感のような感情の偏りを調整するはたらきを持っており、さらに権利の源泉が脆弱性であるという本質に照らして、相応の権利化であるか否かを決めていくものである。すでに権利化されている人間の権利と今後権利化されうる潜在的な動物の権利が衝突する場合、脆弱性という権利の源泉に照らして、双方の権利を調整する必要があるだろう。動物の権利を社会に実装していく際には、特に法的整合性と権利の源泉としての脆弱性へ目を向けることが重要となる。ネデルスキーによれば、権利と法は社会におけるさまざまな存在の関係性を構造化するという⁴³。法の中にあらたに動物の権利を書き込むならば、それによってあらたな動物との関係の構築が期待される。だからこそ、その法の本質的な適切さを社会的に討議し、合意する必要がある。

「誰が権利を持つのか」という問いは、生の脆弱性を持つすべてのものが「他者から倫理的に配慮される権利」に基づきつつ、社会において、共感のような感情もまじえて討議されなければならない。この討議の際、権利保護の対象として俎上に載せられるのは、脆弱な生すべてである。ボークの言葉を借りれば、我々は「人間を含むすべての存在の不可

⁴³ Jennifer Nedelsky, *Law's Relations*, pp. 65-6.

知性を認める必要がある⁴⁴。」レーガンやワイズが、生の主体であるか否か、実践的自律を欠く動物に平等の権利があるか否かといった線引きについては、率直に「神秘」であるとみなしたり、どちらともいえないと認めたりするように、権利あるものについての「正しい線引き」は我々には不可能である。生の主体や自己性といった観点も、人間に似ているという限界を越えることができない。だからこそ生の脆弱性を持つすべてのものに「他者から倫理的に配慮される権利」が存することを想定し、他の生き物が持つ脆弱性に対する人間の責任を自覚する必要があるし、また共感において他者性に開かれることが、重要な要素となると考えられるのである。

まとめ

筆者は、従来の動物権利論の人間中心主義的側面を指摘し、権利の由来を脆弱性（有限性と依存性）に見出して、権利概念を再考することにより、権利論にひそむ人間中心主義を乗り越えることを試みた。しかし権利概念だけでは、他者への適切な配慮という観点や、自己変容の可能性という点で不十分である。権利論は有効であるが限界もあり、権利論のみで動物への配慮の理論を完成させることは困難であろう。また、共感を起点として権利化された顕在的法権利も、権利化されるとともにその倫理的行為への動機を失いかねない。権利論のさらなる問題は、権利の由来は脆弱性であったとしても、人間は他者の脆弱性を、完全な形で認識することができないということである。これは、脆弱性を認識する主体である人間の有限性に起因し、人間の有限性は人間中心主義へと帰結する。ネデルスキーによれば、権利は安全、自由、自律、平等といった中核的価値を実現するための修辭的・制度的手段であり⁴⁵、法もまた同様である。しかし、完全な形ですべての生き物に対して倫理的配慮が可能となるような法を制定することは不可能である。ここに、法を超えた「法外なもの」の意味がある。筆者はより多様な存在を包含する倫理として、「権利・共感・宗教モデル」を提唱しているが⁴⁶、紙幅の都合上、詳細については述べることがで

⁴⁴ Bourke, ““Are Women Animals?” The Rise and Rise of (Animal) Rights,” p. 76.

⁴⁵ Nedelsky, *Law's Relations*, pp. 74-5.

⁴⁶ 鬼頭葉子、「「厄介な生物」に対する倫理はあるか—権利・共感・宗教モデルの可能性—」、『豊田工業大学ディスカッションペーパー 24号』、2022年、3～20頁。鬼頭葉子、「権利・共感・

きない。このモデルでは、権利について、脆弱性を持つものすべてが倫理的に配慮されるべき権利とし、権利は脆弱性への共感によって拡張される可能性があり、さらに人間中心主義を超える「法外なもの」として、宗教倫理の果たす役割について論じている。本稿では、権利に関する考察を主として取り上げた。

動物倫理は単なる動物擁護やムーヴメントではない。動物権利論の再考は、哲学・倫理学への影響を及ぼすものと考えられる。権利とは、他者に対して自己の権益を主張し、自律した個が法的に請求することの妥当性を保証するためだけではない。脆弱性すなわち有限性と依存性を肯定し、脆弱性を基盤として、動物という他者とつながるための権利として措定できる可能性がある。この権利は共感によって法制化され、顕在化される。このような権利は、自己を孤立させるのではなく、多様な他者との新たな関係を開く契機となる。自律的主体としての人間へのアンチテーゼとして、関係性や依存性について主張されてきたことは、ケアの倫理やフェミニズム思想の展開に見られる通りである。人間に内在する存在論的脆弱性の普遍性、また依存性についての議論は、近年マッキンタイアらも取り上げており、またフェミニズム思想を中心に進められてきた⁴⁷。これらの議論の多くは、脆弱性や依存性を欠落として捉えるのではなく、何らかの積極的な意義を見出す⁴⁸。ヴァル・プラムウッドは、自律をニーズや依存の対立として理解する二元論的枠組み（すなわち依存性を否定する）により、平等や相互性といったものが失われていくことを指摘する⁴⁹。

宗教モデルに基づく動物倫理の構想」、『法の理論』40号、2021年、205～218頁。鬼頭葉子、「動物権利論の拡張可能性について－新たな権利概念の措定と関係アプローチの導入－」、『法の理論』39号、2021年、19～46頁。

⁴⁷ Alasdair MacIntyre, *Dependent Rational Animals: Why Human Beings Need the Virtues* (Open Court, 1999). [アラスデア・マッキンタイア、『依存的な理性的動物－ヒトにはなぜ徳が必要か』高島和哉訳、法政大学出版局、2018年] Cf. *Vulnerability: New Essays in Ethics and Feminist Philosophy*, eds. Catriona Mackenzie, Wendy Rogers, Susan Dodds (Oxford University Press, 2013), Introduction.

⁴⁸ フェミニズム思想では、脆弱性や依存性を、自律の反対物として否定的に捉えてきた従来の哲学を鋭く批判する。以下の文献を参照のこと。Seyla Benhabib, “The Generalized and the Concrete Other.” in *Women and Moral Theory*, eds. Eva Feder Kittay and Diana T. Meyers (Rowman and Littlefield, 1987), pp. 154–77; Eva Feder Kittay, “The Ethics of Care, Dependence, and Disability.” *Ratio Juris* 24 (1), 2011, pp. 49–58; and Val Plumwood, *Feminism and the Mastery of Nature* (Routledge, 1993).

⁴⁹ Plumwood, *Feminism and the Mastery of Nature*, pp. 41–59.

自律と脆弱性に代表される、二元論的枠組みの問題性は、動物倫理の観点からその重要性をよく指摘できるものであり、筆者もプラムウッドの見解に賛同する。しかし、これらの議論の中でさえ、人間中心性から脱却しようと試みつつも密かに内包されてしまうという現実はある⁵⁰。人間中心主義からの脱出は、動物という鏡によって常に見返され、検証される必要があるだろう。動物倫理から、私たちには新たな人間理解の地平へと踏み出す可能性が開かれているのである。

⁵⁰ たとえばアダムズとドノヴァンは、フェミニストによる動物倫理を、人間中心主義からの脱却を展望する理論として理解している。*Animals and Women: Feminist Theoretical Explorations*, eds. Carol J. Adams and Josephine Donovan (Duke University Press, 1995), pp. 3-5. ドノヴァンによれば、女性の動物擁護論者たち（たとえばミッジリーら）は、動物との感情的きずなを発展させようとしてきたという（Josephine Donovan, “Animal Rights and Feminist Theory,” in *The Feminist Care Tradition in Animal Ethics*, eds. Josephine Donovan and Carol J. Adams (Columbia University Press, 2007), p. 59）。しかし、人間の感情から人間中心性を脱する方法については述べられない。またキャサリン・A・マッキノンも、動物の問題の解決は動物たち自身に固有の方法や内容でなければならないとし、動物権利論の人間中心性を批判するが（Catharine A. MacKinnon, “Of Mice and Men,” in *Animal Rights: Current Debates and New Directions*, eds. Cass R. Sunstein and Martha C. Nussbaum (Oxford University Press, 2004), p. 270）、どのように動物に固有の方法や内容を把握するのか、その方法と可能性についての議論は展開していない。ネデルスキーはジョセフ・シンガーに依拠しつつ、権利と義務とを双方向的なものとして捉えるが、ここでの権利は人間同士の関係から構築されることが前提とされており（Nedelski, *Law's Relations*, p. 74. Cf. Joseph William Singer, *Entitlement: The Paradoxes of Property* (Yale University Press, 2000), p. 216）、人間中心性を払しょくするには至らない。